

臨時会

10月26日開催の第382回市議会臨時会において、次の議案が提案され、原案のとおり可決しました。

◎第72号議案・平成21年度白石市一般会計補正予算(第6号) **原案可決**

11月26日開催の第383回市議会臨時会において、次の議案が提案され、原案のとおり可決しました。

◎第73号議案・白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 **原案可決**

◎第74号議案・白石市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 **原案可決**

◎第75号議案・白石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 **原案可決**

◎第76号議案・平成21年度白

石市一般会計補正予算(第7号) **原案可決**

議員提案

◎議提第4号・白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 **原案可決**

8月11日の人事院勧告の本算定において、公務員に支給される期末手当及び勤勉手当を一般職で0.35カ月分、給与についても本俸の0.2%の引き下げが勧告されたことに伴い、一般職、特別職においても減額の条例改正がなされました。

議員報酬は人事院勧告に左右されるものではありませんが、昨今の経済状況を考えたとき、議員も市民の代表であることを踏まえ、本年12月に支給される議員の期末手当を0.05カ月分、さらに12月の月額報酬より0.25%を減額するとともに、平成22年度以降の議員期末手当を年間3.30カ月分から3.05カ月分とするため本条例を改正するものです。

討論

次の議案について反対及び賛成の討論がありました。

◎第78号議案・白石市民バス条例の一部を改正する条例及び第79号議案・白石市駐車場条例の一部を改正する条例並びに第86号議案・白石市公民館条例の一部を改正する条例から第95号議案・白石市介護予防センター条例の一部を改正する条例

反対

これら使用料及び手数料の値上げの根拠となつているのが、平成22年度からの「白石市行政改革推進計画(集中改革プラン)改訂版」である。しかし、現行の集中改革プランは実施中であり、効果額は現段階でも15%と目標額をはるかに達成している。また、評価・分析、総括は中間報告段階であり、議会質疑でも明確なものとは判断できなかつた。

2点目は、合意形成が不足

していることである。今回の値上げ提案に当たって、利用者や市民のコンセンサスを得る努力をしているか質したが、明確な答弁はなかつた。

3点目に、当市はくらし日本一を掲げ、子育て支援を重要施策に掲げている。周辺自治体と同じく料金の水準を上げるのではなく、この白石だからこそ低料金で心豊かに暮らすことができ、そして子育て支援が手厚いとアピールする方が得策ではないか。これは、きつと定住策にもつながっていくことと考える。

よって本案に反対である。



賛成

本市は、これまで財政の健全性を維持してきたが、近年

經常収支比率が上昇し、財政構造の硬直化が懸念されている。財政運営の基盤である財政健全化を図るため、しっかりと先を見通す中長期の財政計画を立て、歳出の抑制、債務の軽減、また歳入の確保などに真剣に取り組むことが強く求められている。

このような状況下で、これらの議案は、自主財源確保の一環として利用料や手数料をやむなく値上げする内容であるが、基本的に「受益者負担の原則」に基づいて利用者から適正な負担を願おうとするものである。改正することによって、行政運営の基盤である財政の健全化と負担の公平性を図ろうとする目的が明白であり、従来からの減免措置を据え置いている。

以上のことから、社会経済情勢の変化を踏まえ、住民負担の公平確保の観点と受益者負担の原則に立脚した改正を行おうとするもので、妥当な改正であると考えられる。よって本案に賛成である。